ハ　当該構成会社等の対象租税の額の計算において、課税標準とされる所得の金額に一定の金額を含めないこととする規定

ニ　イからハまでに掲げるものに準ずるものとして財務省令で定める規定

四　適格給付付き税額控除額等　第百五十五条の十八第二項第十二号（個別計算所得等の金額の計算）に規定する適格給付付き税額控除額又は同号に規定する適格適用者変更税額控除額をいう。

4　過去対象会計年度において特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等の所在地国について第一項（第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用を受けた場合には、当該過去対象会計年度に係る当該所在地国の第百五十五条の四十第二項第三号イ（構成会社等に係る再計算国別国際最低課税額）に規定する再計算国別調整後対象租税額には、当該過去対象会計年度に係る当該所在地国の国別特別税額控除等相当額を含むものとして、当該所在地国に係る同号に規定する再計算国別実効税率及び同項に規定する再計算当期国別国際最低課税額の計算を行うものとする。

5　法第八十二条の三第三項の規定は、第一項の所在地国を所在地国とする同条第三項に規定する特定構成会社等がある場合について準用する。この場合において、同項中「前項第一号から第三号まで」とあるのは、「法人税法施行令第百五十五条の四十二の二第一項から第四項まで（国別特別税額控除等相当額がある場合の国別実効税率等の計算の特例）」と読み替えるものとする。

6　第二項の構成会社等が特別給付付き税額控除等相当額の一部について同項の規定の適用を受けようとする場合の手続その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、財務省令で定める。

第百五十五条の四十三第二号中「同条第十二項」を「同条第十三項」に改める。

第百五十五条の四十七第二号中「同条第十三項」を「同条第十四項」に、「同条第十二項」を「同条第十三項」に改める。

第百五十五条の四十九の次に次の一条を加える。

（共同支配会社等に係る国別特別税額控除等相当額がある場合の国別実効税率等の計算の特例）

第百五十五条の四十九の二　第百五十五条の四十二の二第一項から第四項まで及び第六項（国別特別税額控除等相当額がある場合の国別実効税率等の計算の特例）の規定は、特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等に係る法第八十二条の三第四項第一号イ(3)（国際最低課税額）に規定する国別実効税率及び同号イに規定する当期国別国際最低課税額並びに同項第三号に規定する下回る額並びに第百五十五条の四十八第一項（共同支配会社等に係る再計算国別国際最低課税額）において準用する第百五十五条の四十第二項第三号（構成会社等に係る再計算国別国際最低課税額）に規定する再計算国別実効税率及び同項に規定する再計算当期国別国際最低課税額の計算について準用する。この場合において、第百五十五条の四十二の二第一項中「第八十二条の三第二項第一号から第三号まで」とあるのは「第八十二条の三第四項第一号から第三号まで」と、「第八十二条の三第二項第一号イ(3)(i)」とあるのは「第八十二条の三第四項第一号イ(3)(i)」と、「全ての構成会社等」とあるのは「共同支配会社等及び当該共同支配会社等に係る他の共同支配会社等」と、「第百五十五条の三十八第一項第一号」とあるのは「第百五十五条の四十六（国別グループ純所得の金額から控除する金額）において準用する第百五十五条の三十八第一項第一号」と、「第八十二条の三第二項第一号イ(3)に」とあるのは「第八十二条の三第四項第一号イ(3)に」と、同条第三項第四号中「第百五十五条の十八第二項第十二号（個別計算所得等の金額の計算）とあるのは「第百五十五条の十八第四項（個別計算所得等の金額の計算）において準用する同条第二項第十二号」と、同条第四項中「第百五十五条の四十第二項第三号イ」とあるのは「第百五十五条の四十八第一項（共同支配会社等に係る再計算国別国際最低課税額）において準用する第百五十五条の四十第二項第三号イ」と読み替えるものとする。

2　法第八十二条の三第五項の規定は、前項において準用する第百五十五条の四十二の二第一項の所在地国を所在地国とする法第八十二条の三第五項に規定する特定共同支配会社等がある場合について準用する。この場合において、同項中「前項第一号から第三号まで」とあるのは、「法人税法施行令第百五十五条の四十九の二第一項（共同支配会社等に係る国別特別税額控除等相当額がある場合の国別実効税率等の計算の特例）において準用する同令第百五十五条の四十二の二第一項から第四項まで（国別特別税額控除等相当額がある場合の国別実効税率等の計算の特例）」と読み替えるものとする。

第百五十五条の五十第二号中「同条第十三項」を「同条第十四項」に、「同条第十二項」を「同条第十三項」に改める。

第百五十五条の五十五第一項中「第八十二条の三第七項第一号」を「第八十二条の三第八項第一号」に改め、同条第二項中「第八十二条の三第七項第二号」を「第八十二条の三第八項第二号」に改め、同条第三項中「第八十二条の三第八項」を「第八十二条の三第九項」に改め、同条第五項中「第八十二条の三第八項第一号イ」を「第八十二条の三第九項第一号イ」に改め、同条第六項中「第八十二条の三第八項第一号ロ」を「第八十二条の三第九項第一号ロ」に改め、同条第七項中「第八十二条の三第八項」を「第八十二条の三第九項」に改める。

第百五十五条の五十六中「第八十二条の三第十三項」を「第八十二条の三第十四項」に、「同条第七項各号」を「同条第八項各号」に改める。

第百五十五条の五十九第七項中「同項第一号」を「会社等別国際最低課税額等（同項第一号」に、「から」を「をいう。第九項において同じ。）から」に改め、同条に次の一項を加える。

9　法第八十二条の十一第四項に規定する政令で定める金額は、同項の特定多国籍企業グループ等の最終親会社等の所在地国とする構成会社等ごとの第一号に掲げる金額の合計額と当該所在地国を所在地国とする共同支配会社等ごとの第二号に掲げる金額の合計額とを合計した金額とする。

一　当該構成会社等の会社等別国際最低課税額等から当該構成会社等の法第八十二条の十一第二項第一号に規定する国際最低課税額等を控除した残額

二　当該共同支配会社等の会社等別国際最低課税額等から当該共同支配会社等の法第八十二条の十一第二項第二号イ及びロに掲げる金額の合計額を控除した残額

第百五十五条の六十八の次に次の一条を加える。

（国内特別税額控除等相当額がある場合の国内実効税率等の計算の特例）

第百五十五条の六十八の二　特定多国籍企業グループ等の各対象会計年度に係るグループ国内最低課税額報告事項等（法第八十二条の十九第二項各号（国内最低課税額）に定める金額の計算につきこの項の規定の適用を受けようとする旨を含むものに限る。以下この項において同じ。）の提供がある場合又は我が国以外の国若しくは地域の租税に関する法令を執行する当局に当該グループ国内最低課税額報告事項等に相当する事項の提供がある場合（法第百五十条の三第六項（特定多国籍企業グループ等に係る報告事項等の提供）の規定の適用がある場合に限る。）には、当該対象会計年度に係る法第八十二条の十九第二項第一号イ(3)(i)に規定する国内グループ調整後対象租税額には、当該対象会計年度に係る国内特別税額控除等相当額（我が国を所在地国とする全ての構成会社等の第百五十五条の四十二の二第三項第一号（国別特別税額控除等相当額）に規定する特別税額控除等相当額（同条第二項に規定する特別給付付き税額控除等相当額に該当するものを除く。）の合計額（当該合計額が、我が国を所在地国とする全ての構成会社等の当該対象会計年度に係る第百五十五条の三十八第一項第一号（国別グループ純所得の金額から控除する金額）に規定する特定費用の額の合計額として財務省令で定めるところにより計算した金額又は同項第二号に規定する特定資産に係る償却費の額の合計額として財務省令で定めるところにより計算した金額のいずれか多い金額に百分の五・五の割合を乗じて計算した金額を超える場合には、当該金額）をいう。第三項において同じ。）を含むものとして、法第八十二条の十九第二項第一号イ(3)に規定する国内実効税率及び同号イに規定する当期グループ国内最低課税額並びに同項第三号に規定する下回る額の計算を行うものとする。